

2017年
博士学位論文要約

宮内庁書陵部蔵『春秋経伝集解』
鎌倉期点による日本漢音の研究

広島大学大学院 教育学研究科 博士課程後期
文化教育開発専攻 国語文化教育学分野

申智娟

I. 序論

1. 研究目的

日本漢字音研究は周知の通り、呉音と漢音とを大きな軸として、数多くの研究が行われてきた。日本漢字音の複層的な性格によって、互いに違う層位の字音研究が主な流れと言える。佐々木勇(2007:9-13)は、日本漢字音研究の目的を、次の六つに分けている。

- a. 軌範的な音体系をさらに確実なものとする
- b. 規範的な音の変遷を叙述すること
- c. 幅広い資料の漢字音を究明すること
- d. 漢字音体系相互の影響関係を捉えること
- e. 日本語音との影響関係を捉えること
- f. 並存・変化の理由を考察すること

上記のような目的により数多くの研究が成されてきて、多くの成果も得ている。が、まだ発掘されない資料とそれによる研究は課題として残っている¹⁾。

佐々木勇(2007)は、漢音の場合、残存資料が多い点、これを通じて伝承漢音を規範(音義書などの規範音)から指摘しやすい点などを挙げて、呉音や唐音などと比較する際に、応用可能であることを強調している。結局、漢音研究は日本漢字音史において、共時的・通時的な漢字音の多様な実体を捉える上で、最適であると言えよう。

このような脈絡から、本研究においても漢音に焦点を置いて研究の方向を設定した。上記の六つの目的分類によると、「幅広い資料の漢字音を究明すること」に当たる²⁾。そこで、資料の設定においても、十分に有意義な資料を選択することが何より重要である。

漢字音資料は辞書や音義書のような規範的な資料も有るが、実質的な漢音の姿を捉える上で限界がある。こうした規範的な資料以外に、漢籍訓点資料および字音直読資料なども有る³⁾。漢籍訓点資料は、漢字音注が中国側に典拠が置かれている反切を加点したものと、『蒙求』や『佛母大孔雀明王経』のような仮名注のみが加点されているものがある。

したがって、漢字音研究は漢籍訓点資料と字音直読資料を全部選択して、分析することが一番理想的である。が、様々な限界があるため、豊富な加点を保有する一つの資料を選び、それを整理・比較することが有効な方法であろう。本研究では、こういった観点から

1) このような課題を解決するための代表的な研究として、呉音は小倉肇(1995・2014)、漢音は沼本克明(1997)、佐々木勇(2007)などが挙げられる。

2) 本研究の目的は、どんな角度から見るかによって、佐々木勇(2007:9-13)による目的分類の複数に当たる。例えば、本資料における仮名音注を漢音の規範から分析する場合、目的分類の2・6に当たると言える。しかし、本研究では、まだ分析されていない新しい資料を持ち、全漢字音注を分析することに重点が置かれているため、より大きな観点から目的分類の3に当たると言えよう。

3) 資料の分類は、沼本克明『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』武蔵野書院、1982、pp. 59-60が詳しい。

『春秋経伝集解』の写本のうち、宮内庁書陵部蔵『春秋経伝集解』文永六年点(1268)(以下、文永点と略稱する)を資料として選択して漢音の実状を調べることにする。

沼本克明(1982:663)により、経書と史書の訓読にはその依據資料に大きな差があり、経書の依據資料は『經典积文』という単一書であり、史書は複数書を依據資料としていることが指摘されてきた。これによると、経書である『春秋経伝集解』も『經典积文』から反切・同音字注を引用していると推定される。

しかし、김정빈(2007:357)では、中国六朝期の『經典积文』の反切事象と日本呉音の共通点が多いと述べられている。つまり、魏晉南北朝の音相を表わす『經典积文』と日本呉音の類似性が既に指摘されているところ、漢音資料である『春秋経伝集解』が『經典积文』を反切・同音字注の依據資料と扱っているのは、理解しにくい⁴⁾。また、具体的にどの『經典积文』を依據資料としているかについても、まだ明らかではない。

したがって、本研究においては、北京図書館蔵宋刻宋元遞修本『經典积文』⁵⁾(以下、宋版本と略稱する)を比較資料として、文永点の反切・同音字注と比較する。これを通じて文永点が既存の論議の通り、『經典积文』のみを反切・同音字注の依據資料としているかどうかを確認し、文永点に加点されている漢音の実状に対して具体的に明かし、本資料の国語史的な位置を確定することに、その目的がある。

2. 先行研究

『春秋』に関する研究として、岩本憲司(2001)、野間文史(2001・2010)などが代表的である。これらは主に、「春秋学」と『春秋』の文学的な側面に焦点が置かれている。また、宮内庁書陵部蔵『春秋経伝集解』文永六年点(1268)に関する研究は少なく、先行研究は大部分、書誌的または史的研究であり、本資料に対する全体音注の分析と漢字音研究はほぼ皆無と言っても過言ではない。

佐々木勇(2002・2009)などの論文・研究書において、漢音資料群の一つとして加えられ、一部の個別字や異例字に対する解釈が試みられてきたが、漢字音注全体を対象とする研究は今も行われていない⁶⁾。したがって、本研究は文永点全30巻における全漢字音注の分紐分韻表の資料化とともに、それを基に音注の解釈を試みることに、意義がある。

3. 研究資料および方法

岩本憲司(2001)には、「ある史料(『春秋』)が、戦国時代にどのような形態であったのか、実際読まれたのかどうか、かりに読まれたとしても、どう読まれたのか、といったようなことが、いずれもみな、不明である。特に重要なものは、読み(解釈)の問題であ

4) 結果的に、これは「典拠主義の伝統」に起因するものである。

5) 『經典积文』の全版本と比較することがより正確な分析になると思われるが、様々な通行本全部を比較することは物理的に難しさがある。

6) 最近の研究として、坂水貴司(2014)「清原宣賢加点『春秋経伝集解』の反切注について」があるが、全体的な分析には及んでいない。

る。そもそも、書物というものは、読まれて始めて、その内容が確定し、意味をもつものであり、所謂成書とは、このことをいう。(中略)しかし、当時の読みの詳細となると、残念ながら、断片的にしかわからない。そこで是非とも必要とされるのが、杜預の『集解』である。時代的にはかなり降るとしても、そこには、ある程度、当時の読みが伝承され、あるいは、反駁されている、と推定されるからである」とあり、『春秋』の研究に『集解』が欠かせないものであることが述べられている。

儒教の經典を「經書」と言い、ここには五つの種類、「五經」がある。五經の一つである『春秋』は、最初の編年体歴史書である⁷⁾。もともと孔子が生まれた魯の国(山東省)の年代記の名称であったと伝えられる。が、紀元前5世紀、孔子が魯に伝わっていた史官の記録を自らの歴史意識と価値観によって新しく編修したものが、今日の『春秋』である。孔子が筆削する以前にも、魯には既に『春秋』と呼ばれる史官の記録が伝わっていたと知られているが、孔子の編修によって一諸侯国の年代記が經書としての權威を持つことになった⁸⁾。

『春秋』は魯の隱公元年(722B. C.)から哀公十四年(481B. C.)に至るまで、12公・242年間の出来事が記録されている。全体はおおよそ1,800余條、約16,500字から成ったものである。1年の條數は最も多いのが僖公二十八年の28條、最も少ないのが桓公四年の2條というように必ずしも一定してはいないが、平均すれば7・8條となる。したがって、ここに記録されているものは、その年に起った重要な事件であったと見なしてよからう⁹⁾。

『春秋』は単独の文献としては現存しないのである。『春秋』の解説書である三伝、すなわち『公羊伝』『穀梁伝』『左氏伝』に付随して伝承されてきたものである。そのため、三伝の伝えるそれぞれの『春秋』の文章には若干の異同がある。そして、その多くは同音による通假、字形の相似による誤伝、伝写の際の脱文、衍文、誤写などである。したがって我々が現在見られる『春秋』には、このような類の三伝の作成者などによる加筆・変改のあることは否定できないであろう¹⁰⁾。

古代中国人の考え・生活様式などを伝える史話と話とで成されている『春秋左氏伝』(『左氏伝』『左伝』と略稱される)は、前漢末に左丘明が註釈を施したものと知られているが、未詳である。さらに、この『左氏伝』に晋の杜預が註釈を付けたものが、『春秋左氏經伝集解』(『春秋左氏伝杜預集解』)である¹¹⁾。

宮内庁書陵部蔵『春秋經伝集解』文永五年点(1268)全30卷は、杜預が註釈を付けた『春秋左氏經伝集解』に、清原家博士により加点された漢籍訓読資料である。

保延五年(1139)清原頼業の加点本を子孫に伝えるために、清原頼業の孫である清原教隆が兄の清原仲宣所持の相伝本を一部書写加点し、子孫の證本とするために加点した¹²⁾。文

7) 岩本憲司『春秋学用語集』汲古書院, 2011, p. 3

8) 野間文史『春秋学-公羊伝と穀梁伝-』研文出版, 2001, p. 7

9) 野間文史(2001:11-12) 参照。

10) 野間文史(2001:8-9) 参照。

11) 杜預は晋代の学者かつ政治家である。著書の『春秋左氏經伝集解』は「春秋学」としての「左氏学」を集大成し、『左氏伝』を「春秋学」の正統的な位置に置いた人物と評価されている。

永点はその奥書により、保延五年(1139)清原頼業の加点本を清原直隆と清原俊隆が移点したものと知られている。

本資料には、仮名音注、反切・同音字注、声点の漢字音注が加点されている。いずれも多数加点されているため、日本漢字音史および鎌倉時代の漢字音を研究する上で、重要な資料である¹³⁾。

本研究においては、「仮名音注」「反切上字」「反切下字」「声点」など四つの項目に分けて文永点の加点様相を考察し、異例的な用例および混用様相を中心に解釈することとする。ただし、同音字注は仮名音注や反切を分析する上で、必要な場合に限って述べる。

文永点の音注が反映する字音を漏れなく把握するためには、文永点の音注を体系的に分類して一覧することが有効であろう。『広韻』により知られた中国中古音の体系によって、文永点の仮名音注を分類して分韻表に配置する。分韻表には仮名音注、反切・同音字注、声点とともに用例と所在まで記入する。

仮名音注では、上のように整理した字音を16撰に分けて分析し、日本漢音の体系に一致する音注は除外して一致しない音注のみを対象として解釈を試みる。反切では、反切上字と反切下字とに大別して分析を行い、さらに、反切上字は五音(牙・喉・舌・唇・齒音)に、反切下字は16撰に分けて分析する。

沼本克明(1982)は、漢音資料にかかる上声濁字の去声化率を根拠として、漢音を古層・中層・新層に分けている。本研究資料は6声調体系であり、平重・平軽・上・去・入重・入軽から成っている。これを『広韻』の体系と比較して漢音のどの層に属しているのかを判別することとする。

Ⅱ. 本論

第1章. 仮名音注分析

第1章では、中古漢語体系の伝統的な分類の代り、各撰の韻尾体系によって、次のような順序に分析を行った¹⁴⁾。

- a. 韻尾のない韻：果撰，仮撰
- b. 韻尾が-uである韻：遇撰，流撰，效撰
- c. 韻尾が-iである韻：蟹撰，止撰
- d. 韻尾が-ŋ/kである韻：通撰，江撰，宕撰，梗撰，曾撰
- e. 韻尾が-n/tである韻：山撰，臻撰
- f. 韻尾が-m/pである韻：咸撰，深撰

12) 小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』東京大学出版会，1967，p. 1256

13) 研究資料である宮内庁書陵部蔵『春秋経伝集解』文永六年点(1268)は、宮内庁書陵部蔵原本の広島大学蔵カラー写真による。

14) 이경철(2006:195)による分類。

「仮名音注分析」では、仮名音注に現われる異例的な表記に着目し、各撰韻別に分けて検討を行った¹⁵⁾。その結果、本資料の仮名音注が表わす体系は、基本的に日本漢音と一致した。以下、異例的な用例が有る韻に限って、分析結果を簡略に示す。①該当韻における問題点に対して②どう解釈しかのかを示す。

[第2節. 仮撰]

[2.1. 麻韻開口2等]

①庚韻開口2等字「伯」に仮名音注「ハ」と同音字注として麻韻開口2等字「霸」が加点されていることに着目した。

②「伯」は『広韻』で庚韻開口2等幫母(入声)に属する字であり、日本漢音で「ハク」と表記される。しかし、文永点では「ハク」以外に「ハ」表記が現われ、同音字注として麻韻開口2等幫母字(去声)「霸」が加点されている。「伯ハ」の用例を概観すると¹⁶⁾、いずれも「霸権・霸業・覇者」など、「権力を持つ、またそういう人」という意味として使われている。これについては、以下の五つの根拠が挙げられる。

a. 藤堂明保(1963:434)の『漢字の語源研究』には、「春秋の覇者という語は、さらに諸侯の長の意となった派生的用法である。霸は、全くの仮借字にすぎず、伯に当てたものである」とある。

b. 台湾教育部国家教育研究院の異体字字典によれば、「古稱諸侯の盟主。通霸」とあり、昔から「伯」は「盟主」という意味で「霸」と相通していたことが知られる。

c. 『漢書』14巻には、「伯読曰霸。此五霸謂齊桓、宋襄、晉文、秦穆、吳夫差也」とあり、「伯ハク」を「霸ハ」と読む用例があった。

d. 現代漢語方言の語音を纏めた『方言調査字表』の麻韻開口2等に、「霸」とともに「伯」と声符が同様の「怕帕…」などが属していることから、「伯」と「霸」が相通していたと考える。

e. 中国方言を調査すると、南部を中心に「伯」に[pa]という表記があり¹⁷⁾、ベトナム漢字音でも「伯」の表記は[ba]である¹⁸⁾。韓国漢字音においても「伯」には[뻐(ハク)]以外に[뻐(ハ)]に当たる表記があるなど、漢字文化圏の諸国において「伯」に「ハ」という表記が存在していた。

文永点14巻[580]にも、「伯業」について「音霸。又如字。本亦作霸」という、「伯」と「霸」が通用字関係であることが書かれている。つまり、漢籍資料である文永点も中国の影響を受けて「権力を持つ、またそういう人」という意味として使う場合は、「伯」を「ハ」と読み、「霸」と同様の去声点を付したと考えられる。

15) 本研究では、中古漢語体系の伝統的な分類の代り、各撰の韻尾体系によって分類し、分析を行った。이경철(2006:195)による分類。

16) 用例は紙幅の都合上、全部省略する。論文参照。

17) 郭錫良編著『漢字古音手冊(増訂本)』商務印書館, 2010, p. 29

18) 江佳璐『越南漢子音的歴史層次研究』国立台湾師範大学国文学系博士論文, 2011, pp. 166-299

[第3節. 遇摂]

[3.1. 模韻開口1等]

①冬韻開口1等字「沃」に「オク/ヲク/ヨク」という三つの仮名音注が出現していることに着目した。

②模韻開口1等は、日本漢音で㊸形と現われ、本資料には「オ」と「ヲ」表記が混在されている。これは模韻以外に東韻開口(稀に山摂)にも見られる現象である。また、こうした表記の混在(混同)はアイウエオのうち、オ段に集中している。模韻などに合口表記が現われるのは、オ段に一種の合口性が存在していた可能性を示すものである。

通摂冬韻開口1等字「沃」を見ると、「オク/ヲク/ヨク」という三つの表記が現われる。呉音資料でも、影母字が「癩ヲウ/キヨウ」「擁ヲウ」と表記されていることから、表記の混同は早い時期からあったものと考えられる¹⁹⁾。これについては、以下の四つの可能性を想定した。

a. 「ヨク」は「ヲク」の誤写かもしれない。実際に、「ヨ」と「ヲ」の誤記による表記がたくさん存在している。

b. 「沃」は現在、日本で「ヨウ/ヨク」の発音しか存しないため、「オク/ヲク/ヨク」がいずれも「ヨク」を表記しようとした痕跡である可能性がある。しかし、三つの表記がいずれも「ヨク」を表わすものであれば、漢和辞書²⁰⁾で慣用音として処理される理由がないため、このような可能性は低いと考えられる。

c. 「妖」の声符による誤読の可能性も、完全に排除することはできない。

d. 「オ」と「ヲ」は平安時代末(12世紀頃)、発音上の区別が完全になくなっていった。本資料は鎌倉中期のものとして、この時代には既に「オ」と「ヲ」の音価区別が不可能になっていた。文永点の加筆年代から判断して、両表記が混在しているのは前代の底本を筆写・加点する過程の中で、「オ」と「ヲ」の表記の混同が起った可能性が大きい。

[3.2. 魚韻開口3等乙類]

①魚韻開口3等甲乙類は、原則的に日本漢音で㊸ヨ形と拗音形表記されるが、齒音2等字には「ソ」と直音形になる例が多いことに着目した。

②魚韻開口3等乙類の呉音は㊸形、漢音は㊸ヨ形である。このうち、齒音2等字には呉音の

19) 송재한 『日本呉音의 韻類体系 研究』 東国大学校博士学位論文, 2012, p.146

「癩」の「ヲウ」表記は『法華経』『般若経]、「キヨウ」表記は『法華経』『般若経』『新譯法華経』『類聚名義抄』にあり、「擁」の「ヲウ」表記は『法華経』『般若経』にある。

20) 調査対象とする漢和辞典は、以下のようである。

鎌田正・米山寅太郎『漢語新辞典』大修館書店, 2001.

長澤規矩也・原田種成・戸川芳郎『新明解漢和辞典』三省堂, 1990.

小林信明『新選漢和辞典』小学館, 2003.

藤堂明保・松本昭・竹田晃・加納喜光『漢字源』学習研究社, 2003.

竹田晃・坂梨隆三『漢和辞典』講談社, 1997.

諸橋轍次『大漢和辞典』大修館書店, 1984.

ように「ソ」と読むくせが残っていたと推定できる。呉音では「ソ」であったものが、漢音では乙類の甲類への合流を反映して「シヨ」と変わったためである。つまり、魚韻開口3等乙類歯音2等は、「ソ」と呉音読される字が多かったため、これらを正しくするために反切を書き、それにしたがって「シヨ」と読めるように校訂したのではないかと考えられる。

佐々木勇(2009:209)も『群書治要』鎌倉中期点に「ソ」と「シヨ」が加点されている場合、「ソ」加点には反切がなく「シヨ」加点には反切があり、結局、反切の影響によって拗音形になったと指摘している。沼本克明(1997:349)では、長承本『蒙求』における「庶ソ」のような直音形、「黍ソ/シヨ」のような混記がある形も、その直音形は呉音形の混入であると解釈している。このような見解は、魚韻開口3等乙類歯音2等字が「ソ」であった呉音読の習慣を反切によって正しく校訂した、傍證と言える。

本資料の魚韻開口3等乙類には、「ソ」と「シヨ」の両表記が出現し、佐々木勇(2009)の説明と同様の振る舞いを見せる。

[第6節. 蟹摂]

[6.1. 哈韻・泰韻開口1等]

①「汰」は『広韻』で泰韻開口1等(去声)に属するが、本資料のは「タイ」以外に「タツ」という仮名音注が出現していることに着目した。

②「汰」は『広韻』で泰韻開口1等(去声)に属し、『集韻』『韻會』『正韻』など、いずれも「他蓋切」という反切のみ存する。一方、『正韻』には「他達切」という反切とともに、「音闔。亦滑也」という同音字注が表記されている。これによれば、「汰」には「タイ」以外に「タツ」という音も存することになる。

藤堂明保(1963:526)の『漢字の語源研究』によると、「泰・汰・達」は「単語家族」²¹⁾に属する字である。文永点の本文は「伯禁が将王を射したら、その矢先は軛を過ぎて(通じて)鼓に及び、その下の丁に打たれる。…汰は<過ぎる>である」と解釈できる。即ち、「汰」は「(矢先が)過ぎる・通じる」の意味として使われ、「タツ」と読むという意味である。

韻書によって「タツ」に当たる反切の有無があるのは、「タツ」と読む用法が一般的ではなく、ごく例外的かつ限定的な意味にしか使用されなかったためであろう。もし、中国の方言で、こうした用法がたくさん残っていれば、韓国漢字音やベトナム・チベット漢字音などにも「タツ」に当たる音が残されているのが当然だが、「タツ」に当たる音は存しない。

「汰」の反切として、『經典釈文彙校』には「他来反過也」と記されており、反切下字として哈韻開口1等字「来」が使用された。「末」と「来」は字形が非常に類似しているため、筆写の際に、間違いやすかったと考えられる。したがって、文永点の反切下字

21) 藤堂明保によれば、単語家族(群)とは、お互いに似た語形と共通の基本意味とをもつ形態素の集まりであり、簡単にいえば、「親類と思われる単語のグループ」のことである。

「末」は「来」の誤記である可能性が大きい。一方、宋版本には被切字として「汰」ではなく、「汰」が表記されている。「汰」は『広韻』で泰韻開口1等の字音しか存しないが、「汰」は泰韻開口1等(去声)と寒韻開口1等(入声)の音を持つ多音字である。そのため、宋版本の刻工が被切字「汰」を「汰」と書き間違っただけで寒韻相当の反切を表記し、文永点の加点者もそれをそのまま引用して「他末反」と加点した可能性もあり得る。

[6.2. 泰韻・灰韻合口1等]

①祭韻合口3等甲類字「税」に「吐外反」という反切が注されていることに着目した。

②「税」は『広韻』で祭韻合口3等甲類に属し、日本漢音で「セイ」と表記される。「税」について、『説文』には「租也。从禾。兌声」とある。これは、「税」は形声字として「禾」から来て、「兌」と読むという意味である。

文永点の本文(18巻383)は「公之を喪すること、税服の如くにして身を終われり。税は、即ち總なり」と解釈される。ここで、「税」は「税服」という語彙として使用された。「税服」は「セイフク」ではなく「タイフク」と読むべきであろう。「税服(タイフク)」とは、喪期が過ぎてから喪中であつたことを知り、その期間ほど追服する意味である。本文に一般的な音である「セイ」を加点したが、同行の上欄に「吐外反」という反切を書き、「タイ」と訂正して読もうとしたものであろう。

「税」の他の用例(3巻202)を見れば、宋版本には「本又作説同土活反一音失銳反」とあり、「タツ」と「セイ」に当たる反切が全部記されている。が、文永点には反切として「土活反」のみを加点している。ここでも「税」は異例的な音で読んだため、一般的な音である「セイ」に当たる反切を除外して、「タイ」に当たる反切のみを選択的に表記したと考えられる。

[第7節. 止摂]

[7.1. 止摂開口3等(支・脂・之韻開口3等甲乙類/微韻開口3等乙類)]

①虞韻開口3等乙類字「芋」に加点されている仮名音注「ヒ」は、果たして人爲的漢音形であろうか。

②本資料において、虞韻開口3等乙類字「芋」に加点されている仮名音注「ヒ」について、佐々木勇(2002:97)は、『經典釈文』の反切によって『広韻』にはない「ピ」という音注が加点されており、新しい人爲的漢音形であると指摘している²²⁾。

しかし、虞韻開口3等乙類字「芋」は『広韻』で平声と去声の声調のみで有るが、文永点の本文にはいずれも上声点が付されている。また、文永点⑥283の反切注には「楚姓也」という説明がある。「芋」と類似している「𦉳」(支韻開口3等甲類明母上声)は、「楚の先祖」または「楚の代稱」として使われる字である。結局、文永点では最初から「𦉳」を書こうとしたが、字形の類似により「芋」と誤写したものと考えられる。本資料

22) 佐々木勇「日本漢音における反切・同音字注の仮名音注・声点への反映について-金沢文庫本『群書治要』鎌倉中期点の場合-」『国語学』, 第53巻3号, 2002, p. 97

の用例も、「𪛗氏」「𪛗姓」を意味する。即ち、既に指摘されているような反切による人為的漢音形ではない。

[7.2. 止撮合口3等(支韻・脂韻合口3等甲乙類/微韻合口3等乙類)]

①止撮の合口3等に「イ」と「𪛗」の両表記が混在されていることに着目した。

②止撮の合口3等は、日本漢音で㉞イ形と現われる。牙喉音字の場合、「牙喉音4等の合口性弱化」によって「キ」と「ク𪛗」表記が混在されている。本資料における止撮合口字の用例を見れば、牙喉音字以外にも「イ」と「𪛗」両表記が出現している。また、同一字であっても「ス𪛗/スイ」などの表記が混在されている様相を呈している。

沼本克明(1982)は、漢音資料で「ス𪛗」「シ𪛗」「シユ」などの表記が混在されていることは、その原音の[s^wi-][si^w-]を正しく表記しようとした結果であると論じている。佐々木勇(2004:31)も、止撮の合口字において「ス𪛗」などの表記は、中国語原音の介音wを表記しようとした痕跡であると指摘している。なお、「ス𪛗」などと表記して合口を強調した発音は、一部の学識者の間で行なわれたものであり、日常的な音ではなかったとされている²³⁾。

[第8節. 通撰]

[8.2. 東韻開口3等甲乙類]

①東韻開口3等甲乙類字「𪛗」に加点されている仮名加点「ヒウ」に着目した。

②文永点⑧488「𪛗」には、宋版本と同様の反切「芳忠反」が加点されている。「𪛗」は東韻開口3等乙類滂母字で、日本漢音で「ホウ」表記が一般的である。「ヒウ」と加点された理由について佐々木勇(2002:97)は、「人為的漢音ヒウとする。しかし、流通漢音との差が大きいためか、『宋韻』(大宋重修広韻)の反切を上欄に引用している」と解釈している。これについて、筆者は以下のように解釈した。

まず、被切字「𪛗」は乙類字であり、反切下字「忠」は甲類字であるため両者の韻類が違ふ。しかし、甲乙類の混用は十分認められる現象であり、通撰では東韻は東韻内、鍾韻は鍾韻内の甲乙類における混用が現われ、介音に拘わらない過渡期的な音韻像を反映するものと判断される。

「𪛗」は中国漢字音で[phiɿɿuŋ]である²⁴⁾。「ヒウ」という表記は中国原音[phiɿɿuŋ]を意識した表記かもしれない。日本漢字音において、3等は「キウ/シウ/チウ/リウ」のように-iu形と反映され、甲類の拗音形を代弁するが、唇音は軽唇音化によって「ホウ」と直音表

23) 韓国漢字音においても、止撮合口字の反映様相は複雑である。支韻合口3等甲類字「吹」「炊」などは、合口と甲類を一緒に表わすために「취(chiui)」と表記した。しかし、これは韓国語の音韻体系には存在しないため、結局「취(chui)」に変わった。このような表記は、日本漢字音の「ス𪛗」などの表記と等しく、韓国漢字音でも中国原音により近く表記しようとした工夫した痕跡であろう。

24) 再構は平山久雄による。平山久雄「中古漢語の音韻」『中国文化叢書1 言語』, 大修館書店, 1967, pp. 112-166の翻訳である、李準煥「중고한어의 음운(2)」『구결연구』 제31집, 구결학회, 2013, pp. 195-248による。翻訳には、著者の要請により変更された所もある。

記されるのが一般的である。が、文永点では「鄆舒」という人名として使われているため、もっと中国原音を意識した可能性がある。あるいは、3等であることを積極的に表記しようと工夫した痕跡の可能性もある。

文永点の原本写真を見れば、反切「芳忠反」の右側に何かを書いた後、消した跡が見られる。削除されているため、はっきりと見えないが、「■ウ」と書かれているようである。「鄆」の漢音「ホウ」を書いた後、中国原音を意識して、それを削除してから「ヒウ」と加点したのではないかと推測される。ただし、消されている所が漢字である可能性もあるため、「ホウ」とは言い切れない。

[まとめ]

以上、宮内庁書陵部蔵『春秋経伝集解』鎌倉期点の仮名音注を16撰に分けて、例外を中心に検討を行なった。本資料の仮名音注が表わす体系は、基本的に日本漢音と一致する。特徴を纏めると、次のようになる。

1) 本資料の仮名音注には、誤記・誤読および異例がかなり少なめである。沼本克明(1982:663)により、経書の依據資料が『經典釈文』であることが既に明らかになっている。よって、経書である『春秋経伝集解』も『經典釈文』という確実な依據資料を持って、清原家累代の訓読法を基に規範的に加点したと考えられる。また、経書という特性上、より正確な音を加点しようと工夫したため、異例的な仮名音注が少ないものと考えられる。

2) 魚韻開口3等乙類は、原則的に日本漢音で㊦ヨ形と拗音形表記されるが、歯音2等字では「ソ」と直音形になる例が多い。歯音2等字では、呉音のように「ソ」と読む習慣が残っていたと推定される。呉音では「ソ」であったが、漢音では乙類の甲類への合流を反映して、「シヨ」と変わったためである。即ち、魚韻開口3等乙類歯音2等字は「ソ」と呉音読される字が多かったため、反切を書いて「シヨ」と正しく読めるように校訂したものと考えられる。

3) 『春秋』は紀元前5世紀、孔子から始まり、「春秋三伝」と『杜預集解』を経て本資料に至っている。よって、「伯ハ」「汰タツ」「税タイ」など、日本漢字音では一般的ではない音や用法が散見される。

4) 止撮合口字の場合、牙喉音字以外にも「イ/キ」両表記が混在されている。「スキ」「ツキ」「ルキ」などは、中国原音の介音wを表記しようと工夫した痕跡と見られ、一部の学識者の間で行なわれたものと判断される。

5) 諄韻合口甲類の場合は混記が多い韻であり、院政期・鎌倉時代に入ってから体系的に整備され始めた。しかし、本資料では大抵、合口表記されている。このような表記は、原音の合口性を忠実に表記しようと工夫した表記法上の初期的段階での混記である。が、本資料は鎌倉中期点であるため、前代底本の移点によって形として残ったものと解釈すべきである。

第2章. 反切・同音字注分析

[第1節. 反切・同音字注における例外字規定]

[第2節. 反切・同音字注の加点様相]

①第2章. 第1節・第2節では、文永点に加点されている反切・同音字注について分析を行った。経書である『春秋経伝集解』が指摘の通り、『經典釈文』という単一書を依拠資料として選択した。両資料の反切・同音字注を比較して、どれくらい一致しているのか、また『經典釈文』以外の依拠資料は存しないのかなどに焦点を当てた。

②両資料の反切・同音字注を比較した結果は、次のようになる。

a. 文永点に反切、同音字注、声点、仮名音注のうち、一つだけでも加点されている字は21,376例であり、そのうち、反切・同音字注が加点されている字は、12,819例である²⁵⁾。

b. 文永点と宋版本の反切・同音字注を比較した結果、巻によって一致率に差はあるものの、全部90%を上回っている。最高一致率は97.97%(⑫巻)であり、平均一致率は約95%に至る。高い一致を示していることから、経書が『經典釈文』を反切・同音字注の依拠資料と扱っている既存の論議を、再確認できた。

c. しかし、反切・同音字注が加点されている12,819例のうち、約1.09%に該当する140例に文永点独自の反切・同音字注がある²⁶⁾。

d. 上記の140例のうち、『經典釈文』以外の出典が示されているものは、16例である。このように、文永点には小數ではあるものの、『經典釈文』以外の資料からも反切・同音字注を引用していることが確認された。

e. 出典が示されている16例を除いた124例の多くが、文永点で使用されたことのない反切・同音字注である。このことから、加点者がある字に反切や同音字注が要ると判断して、他資料から引用した可能性、または加点者の音韻意識によって加点した可能性などを推定できる。これと反対に、出典は示されていないが、文永点で既に使用された反切・同音字注もある。こうした場合は、いずれも該当字のすぐ近くに同じ反切・同音字注が加点されていた。それと同じ反切・同音字注をそのまま引用した可能性が大きい。

f. 前で検討した通り、宋版本(および『經典釈文彙校』)には、反切や同音字注があるが、文永点に加点されていない用例も多い。このことから、必ずしも『經典釈文』をそのまま引用したものではなく、加点者の判断によって選択的に引用したと推定できる。

要するに、文永点の反切・同音字注の依拠資料が、必ずしも宋版本とは言い切れない。しかし、文永点と宋版本における反切・同音字注の比較作業を通じて、既存の論議のように、経書が依拠資料で『經典釈文』という単一書のみを扱っているわけではないことが確認された。

[第3節. 反切上字分析]

25) 各数字は、延べ字数である。

26) 「文永点独自の反切・同音字注」とは、文永点と宋版本を比較した結果、宋版本には存しない反切・同音字注が文永点には有る場合を示す。

「反切上字分析」では、反切上字のみを研究対象として、牙音・喉音・舌音・唇音・齒音に大別して分析を行った。検討の結果を音別に簡単に纏めると、以下のようになる。①「文永点と宋版本の反切上字が異なる用例」②「文永点独自の反切」に対する解釈を示す。

[牙喉音]

①牙喉音の反切上字を概観すると、清字(無声無気音)と次清字(無声有気音)、清音と濁音が混用された例が、多数存することが分かる。これは、『經典釈文』音義家の注音でも一般的な現象として、『切韻』の声類体系との相違を示している²⁷⁾。『經典釈文』20音義の声類体系を見ると、匣母字は牙喉音のうち、見母・溪母・曉母との相通例が多く、これは上古音の痕跡と見られる²⁸⁾。このように、反切が見母と曉母の間で揺れているのは、中古音でも頻繁に現われる現象である²⁹⁾。

文永点の反切上字には、牙音と喉音の反切上字が混用された例が、多数存する。これは、朱声琦(1992:142-144)が指摘しているように、牙音と喉音が互転する「喉牙声転」の傍證と言える。/g/・/k/と/h/の互転は、『玉篇』(543)にも混用例が多数存することから、牙喉音の調音位置による混同は、既に早い時期からあったものと考えられる。また、牙音と喉音の複数字音を持つ多音字が多いことも、上古時期以後、このような牙喉音字の諧声関係に起因するものであろう。

②牙喉音における文永点と宋版本の反切上字が異なる用例は、38例である。それを調べた結果、文永点と宋版本のどちらも被切字と反切上字の声類が異なる用例があり、文永点より宋版本の一致率が高い。見母-溪母、見母-曉母、見母-疑母、溪母-見母、溪母-匣母、群母-見母、疑母-匣母、影母-喻母、匣母-見母、匣母-曉母、匣母-溪母、匣母-疑母などの混用が現われ、牙音内や喉音内の混用および牙喉音間の混用現象があったことが分かる。即ち、文永点と宋版本の反切上字が異なる用例でも、前述のように、牙音と喉音において、清字(無声無気音)と次清字(無声有気音)、清音と濁音の混用が現われる。また、調音位置による混同のため、牙喉音を区別しにくかったことを反映した痕跡が見られる。

③牙喉音における文永点独自の反切は19例であり、『切韻』『玉篇』『宗韻』「服虔」から引用した反切もあった。そのうち、『宗韻』引用の反切にのみ、于母-影母の混用が1例現われるだけで、その他、全て被切字と反切上字の声類が一致している。

文永点独自の反切は、その字例数が少ないため明確な傾向性を言いにくい側面もある。しかし、牙喉音における文永点独自の反切の場合、『宗韻』引用の反切を除いて、全て被切字と反切上字の声類が一致している。これは、文永点と宋版本の反切上字が異なる用例で現われる様相とは確然と違う。

『經典釈文』は音義書として、地域色が音義家によって異なるが、『春秋』は經典であ

27) 坂井健一(1975:53, 61-62) 参照。

28) 坂井健一(1975:53, 102) 参照。

29) 정경일『조선 후기 운서 한자음 연구』고려대학교민족문화연구원, 2004, p. 171.

るため、より正確な音を加点しようと工夫したと考えられる。したがって、『經典積文』以外の韻書や音義書などを参照して校訂した可能性も想定できる。清字(無声無気音)と次清字(無声有気音)および清濁の混用は重要な音韻的特徴であるが、これを校訂しなければ文永点独自の反切のように、混用がまったく現われないわけにはいかない。なお、文永点独自の反切の場合、大体出典が表記されておらず、『經典積文彙校』にも記載されていない。よって、他韻書などを参照して加点者が校訂した可能性が大きい。

[舌音]

①上古の舌頭音、端・透・定・泥母は中古へ発展しつつ四つの声母に分化する。一、端・透・定・泥母をそのまま維持する、二、舌上音の知・徹・澄・娘母への分化、三、正歯音の照3類への分化、四、喻母4等への分化が、それである³⁰⁾。

舌上音は舌頭音より分化されたと見るのが一般的であり、その分化時期については学者によって異説はあるが、大体、中古時期であるということは一致している。ただし、中古時期も時代の差が大きく、後述するように少なくとも『切韻』以前の相当早い時期から分化の痕跡が現われる。『切韻』の反切上字を系聯した結果を見ると、舌頭音の反切と舌上音の反切とが一部混用されている。これは、1・4等韻と結合する端・透・定母と、2・3等韻と結合する知・徹・澄母が分化されていた、一つの傍証であろう。

『經典積文』は『切韻』に先行する資料として、『切韻』に集大成していく過程を表わす。『經典積文』の反切を系聯した結果について김현정(2001:24)は、舌頭音と舌上音の区別はなかったとし、これは『切韻』の声類体系との相違を表わすものであり、上古音期の音韻現象をそのまま維持しているものと解釈している。しかし、김정빈(2007:73)は、『經典積文』は全体的に舌頭音と舌上音とが区別されていたと論じている。

文永点に反映されている宋版本の反切上字を系聯した結果を見ると、舌頭音と舌上音の反切が混用された例が散見される。舌音は陸徳明の『經典積文』が撰述された南北朝時期から既に分化過程にあり、その後、隋代の『切韻』に入りながら完全に分化するようになったと言えよう。このような過渡期な様相は宋版本の反切のうち、泥母を通じて確認できる。孤例ではあるが、反切上字としてすべて1等字(乃・奴・媛)のみを使用しており、これは舌上音への分化がまだ完成していなかったことを表わす間接的な証拠と言える。また、陸徳明の『經典積文』において舌頭音内非泥母字にも1等字が一部見られ、3等の泥母および非泥母の一部に未分化の残影が見える³¹⁾。これらのことから、六朝期は舌上音化が進行している過渡期な時期であったことが充分想定できる。

②舌音における文永点と宋版本の反切上字が異なる用例は、22例である。文永点には透母-定母、定母-透母、定母-澄母、知母-端母の混用、宋版本には端母-定母、定母-澄母の混用が見られ、宋版本の声類一致率が高い。

宋版本と同様に文永点の反切にも、清音と濁音および舌頭音と舌上音の混用例が存する

30) 朱声琦「從『玉篇』看舌上音知系声母的產生」『南京師大學報(社會科學版)』2期, 1992, p. 82

31) 김정빈(2007:74) 參照。

が、その用例数がきわめて少ないため、比較的舌音系の声類が安定していたと考えられる。

③文永点独自の反切の場合、牙喉音と同様に舌音でも被切字と反切上字の声類が全部一致している。舌音は前述したように、南北朝期に既に舌頭音と舌上音とに分化し始め、二つが混用される例が散見される。しかし、文永点独自の反切では舌頭音と舌上音が明確に反切されていることから、牙喉音で触れた通り、『經典積文』以外の韻書などを参照して校訂した可能性を示唆していると言えよう。

[唇音]

①唇音系の声母は、南北朝音と切韻音まで重唇音の幫・滂・並・明母のみ存したが、唐の長安音である秦音において合口3等乙類韻に非・敷・奉・微母の軽唇音が分立した³²⁾。軽唇音の非・敷・奉・微母は韻図の36字母に現われるが、『切韻』の反切体系では重唇音から分化されていない。つまり、軽唇音声母は中古音後期の変化によって現われた声母として、『切韻』体系では存在しない。

本資料における反切・同音字注の依據資料は、南北朝期の音像を表わす『經典積文』である。したがって、唇音内の大きな変化である重唇、軽唇のような複雑な区別がないため、比較的単純な加点様相を呈する。

②唇音における文永点と宋版本の反切上字が異なる用例は、24例である。宋版本に幫母-滂母、滂母-幫母の混用が現われ、文永点には幫母-滂母、滂母-幫母、滂母-並母、並母-幫母の混用が現われている。

③唇音における文永点独自の反切は、15例である。いずれも被切字と反切上字の声類が一致しており、牙喉舌音と同じ振る舞いを見せる。

[齒音]

①齒音系は、1・4等に配属される齒頭音の精・清・從・心・邪母(精系または精組(系))、2等の齒上音(正齒2等・照2系または莊組(系))の莊・初・牀・山母、3等の正齒音(正齒3等・照3系または章組(系))の照・穿・神・審・禪母、半齒音の日母に分けられる。

まず、齒頭音における從母と邪母との混合は、中国の現代方音においても現われる現象である。蘇州・長沙・広州などでは、從母と邪母とが区分されない。このような現象は、『広韻』以前の資料でよく現われる。陸徳明『經典積文』と顧野王『玉篇』をそのまま踏襲して著述したと伝わる日本僧侶・空海の『篆隸萬象名義』の反切では、從・邪が区分なく互切されており、『切韻』では從母と邪母が区分されている³³⁾。文永点の反切上字も、從母と邪母とが互切されており、音韻上の混同が見られる。

また、破擦音系列の從母と、齒上音の牀母、正齒音の禪母は南北朝期から既に混同していた³⁴⁾。これは、ts系の有声音dzと摩擦音系列のzとの区別が難しかったことを語り、齒

32) 이경철 『日本漢子音의 理解』 책사랑, 2006, p. 123

33) 최영애 (2000, 223-224) 參照。

音の一部が舌音系から分化された胎生的な限界(調音位置の問題)も、克服できない音韻的な限界であったらう。

さらに、精母類の声母間に混用して反切された例もあれば、精母と莊母類(照2)の声母が混用された例もある。即ち、同一の破擦音系列であるが、舌音から分化されてきた照2系と齒頭音との分化が進行中であったことを、間接的に示唆していると言えよう。

次に正齒音では、齒頭音の精系における從母・邪母の混合現象と同様に、韻書の反切や韻図にも牀母と禪母が混合される傾向が多い。『篆隸萬象名義』『玉篇』『經典積文』などでも牀母と禪母とを分けなかったことは、この二字母を区分しなかったことを語る³⁵⁾。ただし、文永点に反映された宋版本の反切では、牀母と禪母の互切例は見出せない。

②齒音における文永点と宋版本の反切上字が異なる用例は、22例である。宋版本の反切上字はいずれも被切字と声類が一致する反面、文永点の反切には從母-邪母、從母-澄母、初母-山母、照母-禪母、神母-禪母、禪母-照母、などの混用が見られる。孤例ではあるが、從・邪母が互切された例もあり、その他、齒頭音と正齒音内の混用が見られる。

③齒音における文永点独自の反切は、21例である。文永点独自の反切は字例数が少ないため、明確な傾向性を導き出しにくいだが、精母-從母(齒頭音内)、照母-禪母(正齒音内)、穿母-精母(正齒音-齒頭音)、審母-心母(齒頭音-正齒音)、神母-禪母(正齒音内)の混用が、それぞれ1回ずつ出現している。

[まとめ]

以上、文永点における反切上字を分析した結果、以下のような結果が得られた。

a. 牙喉音：先学の論議のように、清字(無声無気音)と次清字(無声有気音)混用、清濁字の混用とともに牙喉音間の混用が明瞭に反映されていた。その原因として本論で述べたように、少なくとも南北朝期には上古音から繋がってきた過渡期的な音韻像が反映されており、『經典積文』を参考にした文永点にも牙喉音間の混用が頻繁に現われる。牙音と喉音の調音位置が近接していることも原因として挙げられる。

b. 舌音：舌音では、大部分の被切字と反切上字の声類が一致している。南北朝期は舌頭音から舌上音が分化されつつある過程であったとはいえ、まだ、完成(完了)したわけではないため、混用例は比較的少ない。

c. 脣音：脣音は南北朝期の音像を表わす『經典積文』では、まだ軽脣化が起らず重脣音のみ現われるため、比較的単純な混用様相を呈する。

d. 齒音：齒音は齒頭音で從母と邪母が互切されており、正齒3等では舌音との混用が一部現われる。

e. 「文永点と宋版本の反切上字が異なる用例」と「文永点独自の反切」を比較した結果を、表に示す。(数字は全体用例に現われる混用数を示す。ただし、被切字や反切上字が誤記と判明された場合は、除外した。)

34) 이경철 (2006:149) 参照。

35) 최영애 (2000:225-226) 参照。

五音	文永点と宋版本の反切上字が異なる用例		文永点独自の反切
	文永点	宋版本	
牙喉音	13/37	4/32	1/19
舌音	6/22	3/18	0/14
唇音	5/23	2/20	0/15
齒音	7/22	0/15	4/21

「文永点と宋版本の反切上字が異なる用例」と「文永点独自の反切」は、その用例の少なさから、明確な傾向を導き出しにくい。しかし、本資料に現われる用例を基に判断すれば、「文永点と宋版本の反切上字が異なる用例」では五音にかかって宋版本より文永点の方が、混用が多い。

f. 「文永点と宋版本の反切上字が異なる用例」を『經典積文彙校』の反切と比較した結果、ほぼ宋版本の反切と一致していた。このような結果のみで、文永点反切の依據資料が宋版本ではなく他版本であったと確定できるかと言えば疑問は残るが、一つの可能性として考慮すべきである。

g. 「文永点独自の反切」の場合、喉音で『宋韻』引用の反切で混用が1例現われ、齒音では若干の混用が見られるのみで、大部分、被切字と反切上字の声類が一致している。これは、「文永点と宋版本の反切上字が異なる用例」に現われ様相とは確然と違う。これらのことから、出典が示されていない「文永点独自の反切」について、加点者が『經典積文』以外の韻書を参照して校訂した可能性を想定できる。清字と次清字および清濁の混用は重要な音韻的特徴であるため、これを校訂せずには混用が現われないことはないだろう。齒音の場合、齒頭、齒上、正齒のような複雑な区別がある中国語自体でも、その区別が曖昧であって、舌音と齒音を往き来する状況が長い間繋がってきたため、齒音系には混用が多い。したがって、「文永点独自の反切」において他音系に比べて齒音系に混用が多いのは、このような中国語自体の混用をそのまま反映した結果と言えよう。

h. 「文永点独自の反切」の場合、既に多用されている反切をそのまま加点したと考えられる用例もあれば、『広韻』反切と一致する例が多かった。これは、文永点を加点する当時の韻書を参照した可能性を意味するものであろう。

[第4節. 反切下字分析]

「反切下字分析」では、各撰の韻尾体系によって分類し、各撰ごとに現われる異例や混用様相を中心に詳細に検討を行った。ただし、関連性の高い撰に限って、二撰を一緒にまとめた。

各韻に使われた反切下字を整理し、相通例や混用様相などをより具体的に調べた。既存の『經典積文』に関する研究において、単純に「相通」と解釈・処理されている部分について、具体的な原因や証拠などを提示しようとした。中古音では説明できない用例に限って、上古音からの影響を考慮し、その証拠を示した。また、本資料の用例から判断した、南北朝期の字音の特徴などを指摘することができた。以下、①該当撰に現われる異例や混用

様相について②筆者の解釈を示した。

[1. 果撰]

①戈韻合口1等の反切下字として開口の歌韻1等字(多・何・可・賀・我・佐・河)が多用されていることに注目した。

②文永点における戈韻-歌韻の混用例は、被切字のうち、唇音字に集中している。唇音は[+round]の資質を持っているため、合口介音が現われにくいのが一般的な特徴である。戈韻唇音字に開口の反切下字を使用しているのは、声母の特性によって合口字が反切下字として大した意味がなかったためであると判断される。

河野六郎(1979:59)は、『広韻』では戈韻に属する唇音字は、いずれも開口韻の反切を使用しており、これは『切韻』残巻にも見られる唐以前の反切法であると指摘した。一方、坂井健一(1975:370-371)は、果撰内の相通を「開合の併合」によるものと述べた³⁶⁾。

上古音資料に代表される『詩経』には、主母音が類似すれば、介音に関係せず押韻した例が散見される。つまり、『詩経』時期には同韻に属しない韻字を同韻として使用する協韻現象があり、これによって合口と開口が相通する例も多数存する。ただし、上古音と中古音は韻部の分合と分類が異なるため、文永点(または宋版本)に現われる反切法の直接証拠と判断するにはやや無理が生じるが、『広韻』にもこれに似ている相通例が散見される。

以上の内容をまとめると、文永点(または宋版本)における開口反切下字は上古音から中古音へ繋がる過渡期な南北朝音の影響を反映した反切法と見るのが妥当であろう。これとともに「徐邈音義」にも見られるように、中古音の基準になる切韻音(『広韻』に代表する)に至って開合韻の分化がほぼ定着していることを踏まえると、逆に開合の区別が南北朝期に至って完成されたものと推定できる、一つの傍證と言えよう。

[2. 仮撰]

①麻韻開口2等字「賈」に反切下字として佳韻開口2等字「賈」が使われていることに注目した。

②『經典積文』20音義のうち、麻韻-佳韻の相通例は「劉昌宗音義」における「蛙」の反切「斛佳反」のみである。文永点には麻韻-佳韻以外に、「罷」の反切「扶罵反」のように佳韻-麻韻の混用も1例有る。坂井健一は麻韻と佳韻の相通に対して、果撰で言及した見解と大同小異の「主母音が類似する場合」に当たると述べている。

ここで、注目すべきことは、麻韻と佳韻の二音を持つ字が多いことである。戈韻の一部の字は唐代以後、麻韻と合流する、いわゆる麻韻化の過程を経る。佳韻の一部の字も唐代詩文の押韻で、麻韻字と混用することが頻繁であった³⁷⁾。このような一連の相通関係は、

36) ただし、「併合」という用語は「二つ以上のものが一つに合わされる」という意味であり、まるで合口が開口あるいは開口が合口へ完全に統合・吸収される意味に取られる可能性もあるため、筆者は同意できない。

坂井健一が言及した主母音の類似性と無関係ではない。ただし、戈韻と佳韻の所属字が麻韻と相通した主な原因が、麻韻化にあった点に対して、本資料における二つの用例が示唆することが大きいといえる。つまり、唐代にあった麻韻化の現象が、既に南北朝期にもあったことを意味する。ただし、本資料における相通現象を通じて、南北朝期が麻韻化の始まりであったか、それとも麻韻化の進行初期段階であったかは、分からない。

[3. 遇摂・流摂]

- ①本資料から見た「模韻化」と「侯韻化」の速度に着目した。
- ②遇摂諸韻は南北朝時代に既に相通しており、流摂諸韻も同摂内のみならず、遇摂諸韻とも相通していた³⁸⁾。特に、唇音字の場合、『慧琳音義』時期に至ると、侯韻明母字は模韻へ合流し、尤韻明母字は侯韻化する歴史的変遷を経る。文永点における1等模韻・侯韻の反切混用様相は、表のようである。

下字 被切字	模韻	侯韻	異例的 反切				
			歌韻	魚韻	虞韻乙類	尤韻乙類	尤韻甲類
模韻	大部分	×	賀	×	×	×	×
侯韻	×	大部分	×	×	俱・付	又	流

模韻被切字の反切下字は、「賀」を除いていずれも模韻の下字が使用された。侯韻も13字のうち9字が、本韻を下字として使用している。これらの用例のみを見れば、遇摂1等と流摂1等は、まだ他韻と混用が起っていなかったと言える。侯韻・尤韻明母字における反切下字の韻を纏めると、以下のようである。

被切字	反切下字
侯韻明母	侯韻, 虞韻, 尤韻
尤韻明母	侯韻

本資料だけ見れば、侯韻明母字の反切下字として模韻の反切下字は全く現われていない。一方、尤韻明母は全ての被切字の反切下字として侯韻字「侯」のみを使用している。これは、少なくとも文永点の典拠になった『經典釈文』の成立時期である南北朝期までは、侯韻明母字は模韻化が始まっていない、あるいはそれほど活発に行なわれていなかったことを示す証拠といえる。さらに、尤韻明母と比較すれば、侯韻より尤韻明母の音韻変化が早く行なわれたことが分かる。

[4. 效摂]

- ①多音字である「暴」の使い分けに着目した。
- ②「暴」は『広韻』で豪韻開口一等と東韻開口一等に属する多音字である。文永点では両韻が全部使用されており、豪韻字には仮名加点や声点が、東韻字には主に反切が注されて

37) 佐藤昭 『中国語音韻史』白帝社, 2002, p. 65, p. 74

38) 沼本克明(1997:182-190) 参照。

いる。

『説文解字注』で段玉裁は、『説文・日部』の「暴」について、次のように説明している³⁹⁾。

『攷工記』には「昼は日差しにより乾く(晝暴諸日)」という記録があり、『孟子』に現われた「表暴・暴露」の意味は、本部にある「暴」の意味とは違う。大概、「暴疾・暴虐・暴虎」の「暴」は本部の字であったが、今日は一字に隸定された⁴⁰⁾。經典で、これら二つをすべて「暴」と書くことになり、意味に沿って校定するには難しさがある

また、文永点で使用されている「暴」の反切を分析する上で、有意義な論議がある。한경호(2015)は中世韓国漢字音文献に記載されている「暴」の読音用例と意味の関係について分析したものであり、文永点の反切がどのような読音を意識していたのか、比較できる見解であるため参考にする。以下、簡略に論旨を示す⁴¹⁾。

(前略)韓国漢字音で「暴」は二つの反切に相当規則的に対応しているが、現代に入ってから「丕(薄報切)」よりは「𠂔(蒲木切)」で読まれる傾向性を見せる。このように「暴君」「暴行」などの「暴」が「𠂔(蒲木切)」で読まれる原因について、李相殷監修(1996/1996:586)は「俗音」と明示している。このような読音が生成された原因は明らかではないが、明確なことは「사납다(暴れる)」と関係ある意味で使用された「暴」を「𠂔(蒲木切)」で読むことは、漢字音の由来になる中国語とは関係せず、韓国語内部から起った現象と見られる。

この論議によると、中世韓国漢字音において「暴」の意味と反切は「暴れる→豪韻」、
「現われる・乾く→東韻」の関係にあり、本資料においても、これと同じ振舞いを見せている。よって、文永点の本文「夫武禁暴_{蒲ト反}戢兵保大定功安民和衆豊財者也(文永11卷289)」では、「暴力(暴れる)」の意味として使われたため、反切「蒲ト反」は筆写上の誤謬と考えられる。また、「吳日敝於兵暴_{歩小反}骨如莽草之生於広野莽莽然(文永点29卷71)」では、「骨を暴す」の意味であるため、反切下字として東韻を使わなければならない。反切「歩小反」の下字「小(宵甲)」は、字形が類似している「ト」の誤字であろう。

[5. 蟹摂]

39) 한경호 「중세한국한자음 내의 ‘更·暴’의 복수한자음과 그 의미상 관계에 대하여」, 『中語中文学』 第62輯, 韓國中語中文学會, 2015, p. 107による。日本語訳は筆者による。原文を次に示す。

『攷工記』: “晝暴諸日”。『孟子』: “一日暴之”。引伸爲‘暴表, 暴露’之義。與本部暴義別。凡暴疾, 暴虐, 暴虎皆本部字也。而今隸一之。經典皆作暴。難於隄正。

40) 古文字(甲骨文字など)を楷書で写す方法には、大きく分けて、字形を重視するものと字義を重視するものがある。前者を「隸定」、後者を「字釈」という。

41) 한경호 前掲書, pp. 107-108, p. 114.

この論議は、「暴」が中世韓国漢字音では読音によって意味の差があったが、現代韓国漢字音では、その差が消滅したことを明らかにしている。

- ①蟹摂における混用(相通)様相がどのように反映されているのかに着目した。
- ②蟹摂における相通現象を本資料の反切を通じて確認してみた。以下のような結果が得られた。
- a. 蟹摂の1等重韻の咍韻と泰韻は南北朝音から相通する傾向があり、2等重韻の皆韻・佳韻・快韻も南北朝音から相通する傾向がある。文永点に現われた反切からも、少数ではあるものの、1等重韻と2等重韻の相通例が見られる。
- b. 果摂などでも触れたように、上古音では同韻に属しない韻字を同韻として使用する協韻現象があり、これによって合口と開口が相通する例も多数存する。蟹摂内においても、咍韻開口1等と灰韻合口1等の相通、祭韻開口3等と合口3等の相通など、介音の有無と関係せず反切した例が散見される。
- c. 本資料には、祭韻3等甲乙類の相通とともに4等齊韻との相通が見られる。これは『切韻』時期以前から甲乙類の混用および4等との合流が早い時期から始まり乃至進行過程にあったものと判断される。
- d. 止摂でも類似した混用様相を呈するが、4等齊韻の反切下字として止摂字が使用された例がある。このことから、止摂3等字と蟹摂4等齊韻との合流過程が既に始まった、あるいは進行過程にあったことが分かる。ただし、その例が極めて少ないため、断言はできない。

[7. 通摂]

- ①王力の上古音29部分類によると、東韻1等字と鐘韻字は上古音の東部に属する。東韻3等の一部の字は登韻字とともに蒸部に属し、一部の字は冬韻字とともに侵部に属する。耕・清・青の三つの韻字はいずれも耕部に属する。庚韻字は陽・唐韻とともに陽部に属するが、東漢以後、耕・清・青の三つの韻字と合併する⁴²⁾。したがって、東・冬・鐘・庚・耕・清・青・登韻の字が上古時代から発音上、極めて密接な関係を持っていたことが分かる⁴³⁾。このように、陽声韻は上古時代から深い関連があるため、互いに頻繁に混用された。よって、陽声韻では、各摂に現われる混用様相に着目し、ここでは、異例的な混用が現われない摂は省略する。
- ②文永点における通摂反切下字の混用様相は、表のようである。

被切字	下字	1等		3等			その他
		東	冬	東甲	鍾乙	鍾甲	
1等	東		沃・篤				
	冬						
3等	東乙	公・空・貢		六・忠・中			増・北(登開1)
	東甲						
	鍾乙					勇・用・容・録	
	鍾甲	功			玉・恭		我(歌開1)

42) 王力 『漢語史稿』 新1版, 北京市: 中華書局, 1980, pp. 92-98

43) 이춘영 「현대 한국 한자음韻母 탐색－현대 한어 ‘-uŋ’・‘-yŋ’ 음을 대상으로－」, 『中国語文学』 第56集, 2010, p. 219

通撰反切下字における混用様相の中で注目されるのは、東韻3等乙類の反切下字として東韻1等字が使用された点と登韻字が使用された点である。

a. 「公」は明母字「夢・鄰」、「貢」は明母字「夢」、「空」は滂母字「鄂」の反切下字で使用された。いずれも唇音の被切字の下字として使われているのが特徴である。王力によると、上古の東部は中古の鐘韻・江韻・東韻1等へ、侵部は侵韻・覃韻・咸韻・冬韻・東韻3等などへ分化する。したがって、東韻1等と東韻3等乙類はその起源が違うようである。が、李方桂は冬部の韻尾は/-ngw/で圓唇性を帯びた舌根音であり、『詩経』において侵部と合韻していたと論じた。このことから、1等と3等東韻は介音に拘わらず、類似した発音であったと推定される。これは、南北朝期までの通仮字を収録した通仮字字典である、『通仮字彙釈』『通借字萃編』を通じて、立証される現象である。よって、本資料における東韻3等(被切字)-東韻1等(反切下字)の混用例は、問題にならない。

b. 登韻字「北」「増」は、それぞれ並母字「伏」、明母字「鄰」の反切下字として使用された。

大島正二(1981:194)は『正義』に現われる東韻3等と蒸韻の混用について、詳細なことは分からないと論じた。が、前述した通り、上古時期に主母音が類似していたのと同様に深いと考えられる。これに対して、間接証拠として「伏」が通仮した痕跡を示す⁴⁴⁾。

《詩・邶風・谷風》：“凡民有喪，匍匐救之。”《禮記・檀弓》引作“扶服救之”。《史記・蘇秦伝》：“嫂委砵蒲服”，《文選・七發》：“蒲伏連延。”“蒲服”亦與“匍匐”，“扶服”同。

この通仮字字典を参照すれば、「伏」は「匍(蒲北切)」以外にも「匍・蒲・扶」などと通仮しており、これは通撰と曾撰(登韻)が混用した、傍證と判断される。

[まとめ]

以上、文永点における反切下字を対象として、16撰に分けて詳細に検討を行った。ここでは、「文永点独自の反切」について纏めることとする。全巻において、反切・同音字注が加点されている用例は12,819例であり、そのうち、約1.09%に該当する140例に文永点独自の反切があった。

文永点独自の反切を分析した結果は、以下のようになる。

a. 文永点独自の反切140例のうち、16例には出典が示されている。このことから、少数ではあるものの、経典は『經典釈文』という単一書を反切・同音字注の依拠資料と扱っているわけではないことが確認された。

b. 出典が示されていない反切124例を『經典釈文彙校』と比べた結果、9例のみが『經典釈文彙校』にも表記されていた⁴⁵⁾。『經典釈文彙校』は様々な版本『經典釈文』を校勘し

44) 鄭權中(2008:552) 参照。

45) そのうち、4字は宋版本の印刷上の問題(被切字のみ表記されている、または反切の部分が黒くなっている)であるため、『經典釈文彙校』にも存する反切は5字と断言していいだろう。

た資料であるため、他版本の『經典積文』に反切が記されていれば、『經典積文彙校』にも反切があると考えられる。したがって、宋版本と『經典積文彙校』に存しない反切が文永点に加点されている場合、出典はないけれど、『經典積文』以外の韻書を参照した可能性が高いと言える。あるいは、他韻書などを参照にして加点者が校訂した可能性もある。

c. 宋版本に反切は存しないが、既に文永点で多用された反切・同音字注の場合、また、多用されてはいるが、該当字のすぐ近くに同じ反切・同音字注が加点されている場合は、それをそのまま引用したと考えられる。「酸」「見」「長」「称」「為」「令」「重」「先」「婿」「碎」字などがここに当たる。

d. c)に該当しない字に限って、『広韻』の反切と一致する字が多かった。これは、本資料を加点する当時の韻書を参照したことを意味するものであろう。

第3章. 声点分析

本資料の声点は、平声・入声において軽・重を区別し、平重・平軽・上・去・入重・入軽という6声調体系を成している。文永点については、保延点をほぼ正確に移点し、その上に、仮名を付加した点本であり、声点についても、加点位置・声点が示す声調とも、大部分一致していると指摘されてきている⁴⁶⁾。さらに、佐々木勇(2009:988)によれば、文永点の第十巻全体の声点を整理した結果、全濁上声字は上声加点例の方が多いとされている。

このように、『春秋』の声点における全濁上声字は、上声加点例の方が多いとされている。しかし、佐々木勇の調査は、全三十巻のうち、ごく一部の調査に留まっているため、文永点全声点における傾向とは言えない。

筆者の調査によると、文永点における全濁上声字は、上声加点例91例、去声加点例151例となっており、去声加点例の方が遥かに多い。巻によって、去声化の比率にばらつきがあるのは当然のことであり、各巻における全濁上声字の数は少ないため、全声点を対象として分析しなければならない。全声点を分類した結果から、全濁上声字の去声化がかなり進んでいたことが分かった。一方、平声と入声の軽重の区別は、相当早くから曖昧になっており、時代が降るにつれてこの区別の混同が増加し、鎌倉時代末期には、平声軽は平声重に、入声軽は入声重になった⁴⁷⁾。文永点における平声の清字では、平声軽は67例にすぎず、平声重は782例である。また、次清字では、平声軽は23例に留まっているが、平声重は178例である。このような現象は、入声でも同様である。入声の清・次清・清濁字では、入声軽より入声重の加点例の方が遥かに多い。

以上の結果から、文永点は保延点を移点した資料ではあるものの、声点においては、加点した当時の傾向を反映していると言えるであろう。これについては、既に変化した声点を反映した可能性、あるいは加筆者が変化を意識して声点を付した可能性を想定できる。どちらにせよ、これは校訂の概念であって、漢音化が定着または完成していく段階を表しているものと考えられる。

46) 佐々木勇(2009:988) 参照。

47) 沼本克明(1986:268-269) 参照。

Ⅲ. 結論

本論文では、宮内庁書陵部蔵『春秋経伝集解』文永五年点(1268)に記載されている漢字音注を、「仮名音注」「反切上字」「反切下字」「声点」の四つの項目に分けて、その体系を具体的に考察・分析しようとした。

現時点に至るまでの研究によると、文永点は保延点(1139)をほぼ正確に利点し、その上に、仮名を付加した点本である。また、声点についても、加点位置・声点が示す声調とも、大部分一致していると指摘されてきている。一方、反切・同音字注については、依拠資料が『經典积文』という単一書であることしか論じられていないなど、これに対する具体的な言及は無かった。

本論文は、文永点における全漢字音注をより詳細に分析するとともに、今までの研究成果の適合性を確認するものであった。全漢字音注を分析した個別韻の字音に対する内容は、本論に詳しく述べたため、ここでは各項目に現れる大きな特徴について簡略に纏めることとする。

1) 仮名音注

本資料の仮名音注では、誤記・誤読および異例などがかなり少なめであった。文永五年点(1268)は、清原頼業『春秋経伝集解』保延五年点(1139)を移点した資料として、ほぼ正確に移点し、その上に、仮名を付加した点本と知られている。つまり、清原家累代の訓読法を基に規範的に加点したため、異例などが少なく、前代底本の移点によって形として古い表記が一部残っている。

なお、既に明らかになっているように、本資料は『經典积文』という確実な依據資料を基に加点している。また、経書という特性上、より正確な音を加点しようと工夫したため、異例的な仮名音注が少ないものと判断される。仮名音注は、表記の保守性の高い漢字音注であるため、前代底本から激しい変化などは起らなかったであろう。

その他、仮名音注における特徴は、反切による人為的漢音形や中国の影響を受け、日本漢字音では一般的ではない音や用法が散見される点である。

2) 反切・同音字注

反切・同音字注の分析においては、『經典积文』との比較を通じて既存の論議のように、経書である文永点が『經典积文』のみを依拠資料としているか否かを確認した。現在確認できる範囲で、最も古い版本である北京図書館蔵宋刻宋元遞修本『經典积文』を比較資料と採択した。その結果、平均約95%一致しており、経書が『經典积文』を依拠資料としていることを再確認できた。が、宋版本を依拠資料としているかについては、確証しにくい。たとえば、宋版本より古い版本を引用していたとしても、現在、それを確認する方法がないため(資料の不在)、今の段階でどの版本を依拠資料としていたかは確定できないが、宋版本と非常に一致率が高いということは確認が取れた。

しかし、調査を通じて、本資料には少数ではあるものの、『經典釈文』以外の韻書から反切・同音字注を引用している例があることを明らかにした。出典が示されている用例もあれば、そうではない用例もあった。出典のない反切・同音字注を分析した結果、『広韻』との一致率が非常に高いということも明らかになった。これは、加点した当時の韻書を参照した可能性を物語り、『經典釈文』には無い反切・同音字注を加点者の判断によって加点したことをも意味するものであろう。

3) 反切上字

反切上字では、牙音・喉音・舌音・唇音・齒音に大別して分析を行った。各音において、文永点と宋版本の反切上字が一致する例を分析し、『經典釈文』が撰述された南北朝期の音韻像を考察した。さらに、「文永点と宋版本の反切上字が異なる用例」と「文永点独自の反切」とに分けて、その傾向を確認した。しかし、その用例の少なさから、明確な傾向を導き出しにくいのが、本資料に現われる用例を基に判断すれば、「文永点と宋版本の反切上字が異なる用例」では五音にかかって宋版本より文永点の方が、混用が多かった。その混用例を『經典釈文彙校』の反切と比較した結果、ほぼ宋版本の反切と一致していることが分かった。このような結果から、文永点反切の依據資料が宋版本ではなく他版本であったか判断はできないが、一つの可能性として考慮すべきである。

一方、「文永点独自の反切」の場合は、ごく一部の用例に混用が現われるのみで、殆んど被切字と反切上字の声類が一致していた。これは、「文永点と宋版本の反切上字が異なる用例」に現われ様相とは確然と違う。出典が示されていない「文永点独自の反切」については、既に多用されている反切をそのまま加点したと思われる用例もあった。その他、『広韻』反切と一致する例が多いことから、文永点を加点した当時の韻書を参照した可能性が高いといえる。

4) 反切下字

反切下字では、伝統的な音韻学の分類とは違って、各撰の韻尾体系によって分類し、各撰ごとに現われる異例や混用様相を中心に詳細に検討を行った。

各韻に使われた反切下字を整理し、相通例や混用様相などをより具体的に調べた。既存の『經典釈文』に関する研究において、単純に「相通」と解釈・処理している部分について、具体的な原因や証拠などを提示しようとした。中古音では説明できない用例に限って、上古音からの影響を考慮し、その証拠を示した。また、本資料の用例から判断した、南北朝期の字音の特徴などを指摘することができた。分析の結果をいくつかを取り上げると、以下ようになる。

果摂における戈韻-歌韻の相通例に着目し、上古音時代の代表的な資料である『詩経』における開合混用の押韻例を、その原因として提示した。遇摂・流摂においては、模韻被切字の反切下字としていずれも模韻の下字を使用しており、侯韻も殆んど本韻を下字として使用していることに着目した。これを通じて、『經典釈文』が撰述された時期には、遇摂1等

と流摂1等は、まだ他韻との混用が起っていなかったことが明らかになった。なお、侯韻明母字には模韻の反切下字は全く使われておらず、尤韻明母は全ての被切字の反切下字として侯韻字のみを使用していた。これは、少なくとも文永点の典拠になった『經典釈文』の成立時期である南北朝期までは、侯韻明母字は模韻化が始まっていない、あるいはそれほど活発に行なわれていなかったことを示す証拠といえる。さらに、尤韻明母と比較すれば、侯韻より尤韻明母の音韻変化が早く行なわれたことが分かった。

止摂では、重紐と開合とに分けて全体的な反切象を確認した。坂井健一の研究などには、止摂各韻における相通が当時の普遍的な現象であったと解釈されているのみで、具体的な分析は行われていない。本論では、止摂を開合甲乙の四つの項目に分けて、各韻における特徴および相通様相をを導き出すことができた。

以上のように、反切下字では、今までの研究とは違う角度から接近し、『經典釈文』が成立する当時の字音体系をより細かく分析しようとした。本研究の目的が『經典釈文』を分析することにあるわけではないが、漢字音注の多くを占めている反切を考察することは、何より重要な作業であると思う。

5) 声点

先行研究により、文永点は声点において、保延点と加点位置・声点が示す声調とも、大部分一致していると指摘された。また、日本への伝来の古い『春秋』は、全濁上声を去声化させることの少ない文献であるとされてきた。

しかし、今回の調査で、文永点の声点において、全濁上声を去声化させる比率が非常に高いことが分かった。その上に、平声・入声における軽声の消滅もかなり進んでいた。これらのことから、文永点の声点は、今までの指摘とは正反対の振る舞いを表していることが明らかになった。

保延点(1139)から文永点(1268)に至るまで、約100年ほどしか離れていないにもかかわらず、大いに変化している。これは、文永点を加点した当時の声点における変化を反映した、あるいは、加点者が変化を意識して声点を付した可能性を意味するものであろう。

6) 総合

以上、宮内庁書陵部蔵『春秋経伝集解』文永五年点(1268)における特徴を、五つの項目に分けて纏めた。本資料における漢字音注は、「仮名音注」「反切」「声点」において、それぞれ違う様相を呈しているといえよう。このような現象の原因として、表記の保守性を挙げられる。

表記の保守性から言えば、反切が一番保守性の高い音注であり、その次が仮名音注である。そのため、反切では保延五年点と同様に、『經典釈文』から反切・同音字注を殆んど引用している。『經典釈文』以外の韻書からも反切を引用しているが、その数は少ない。仮名音注も前代底本の影響を受けて、規範的に加点したため、異例的な音注は少ない。

一方、保守性の低い声点では、先行研究とは正反対に、全濁上声の去声化がかなり進んで

いることが明らかになった。なお、平声・入声における軽声の消滅も顕著に現れている。これは、加点者の音韻意識が働いたことを意味するものであろう。鎌倉時代に入って既に変化した声点を反映したものか、それとも、変化しつつある声点を意識して付したものか、判断は付かないが、加点者の音韻意識が反映されているといえよう⁴⁸⁾。

これから、『春秋経伝集解』の他点本との比較が必要である。なお、文永点と宋版本の反切が一致しない例のみを取り上げ、他版本の『經典積文』と比較する必要もある。声点においては、全濁上声字の去声加点例をより具体的に分析する必要があると思われ、今後の課題としたい。

48) 反切・同音字注をほぼ『經典積文』から引用した加点者が、自分の音韻意識に沿って反切を加点していると考えるのは無理が生じるという考え方もあるかもしれない。が、声点からみて、本資料には加点者の音韻意識が相当作用していたと考えられる。